

陳情 第19号

受付 平成28年10月18日

付託 平成28年11月29日

取手市議会委員会条例の改正を求める陳情

・陳情趣旨

取手市議会は委員会中心主義により運営され、各議員は地方自治法第109条を根拠として、取手市議会委員会条例により各常任委員会のいずれかの委員になることを同条例第2条の2は定めている。然しながら取手市議会議員として議会に存在することに異議を決議された議員がいる。平成28年10月12日、臨時議会において飯島悠介議員に対し、議員辞職の決議について、全員賛成により議決した事実により市民の代表として政治家の政治責任を明確にしたものであり、飯島市議は、それに対し議席の効力について、法律上権利を有効に行使した。

地方自治法第109条は条例制定の根拠であり、委員についての保障をしているとは解すことはできず同委員会条例第2条の2を改正し、今般発生した事件に鑑みこのような議員は委員会より排除し、その任期中、謹慎させる手続きを作りあげてことを求め陳情する。

・陳情事項

1. 市議会議員の質向上の一環として辞職決議が議決された当該議員の委員会活動停止させる取手市議会委員会条例の改正をすること。

以上、陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成28年10月18日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿